

認証を受けていない整備工場における大型特殊車両の分解整備を伴う作業について

2018年11月22日

キャタピラージャパン合同会社（本社：神奈川県横浜市、代表執行役員：塚本恵／以下、キャタピラージャパン）は、当社特約販売店である日本キャタピラー合同会社（本社：東京都中野区、代表職務執行者 社長・CEO：本田博人／以下、日本キャタピラー、なお、同社は当社子会社）、キャタピラー九州株式会社（本社：福岡県筑紫野市、代表取締役社長 山根 久資）、四国建設機械販売株式会社（本社：愛媛県松山市、代表取締役社長 永野 能弘）、及び四国機器株式会社（本社：香川県高松市、代表取締役社長 木村公信）において、車検取得車両の分解整備を行うことの認証を受けていない整備工場（以下、未認証工場）において、自動車として登録されている大型特殊自動車に該当するホイールローダ、モータグレーダおよびアスファルトフィニッシャ（以下、対象大型特殊自動車）を対象に、分解整備を伴う作業を実施していたことが判明し、国土交通省に報告いたしました。

お客さまをはじめ関係各位に、多大なるご心配をお掛けすることとなりましたことを深くお詫び申し上げます。また、本件のお知らせがこの時期となりましたことにつきまして、真摯に反省しており、対応策を講じてまいります。

対象大型特殊自動車をご使用の皆さまに、速やかに特約販売店よりご案内申し上げ、認証を受けている整備工場にて安全確認の点検・整備を行ってまいります。

今後は、キャタピラージャパンとして、各特約販売店とともに、管理を徹底するよう協業し、再発防止に努めるとともに、法令遵守をはじめとするコンプライアンスのさらなる徹底に努めてまいります。

#### 1. 判明の経緯と対象台数

2018年10月24日付で国土交通省から発行された再調査依頼を受けた業界団体からの問い合わせを受け、当社特約販売店4社における2016年11月から2018年10月までの不適切な分解整備の実施について調査を行った結果、186の全拠点のうち、25の未認証工場で、対象大型特殊自動車36台に対する分解整備を伴う作業が行われていたことが判明しました。

なお、2018年11月22日現在、未認証工場での対象大型特殊自動車の分解整備を伴う作業に起因する不具合は発生しておりません。

## 2.原因

対象大型特殊自動車に対する道路運送車両法第 49 条で規定された分解整備を伴う作業は、道路運送車両法第 78 条により、地方運輸局長の認証を受けている整備工場で行うこととなっております。しかしながら本件は、当社特約販売店における当該法令の認識および遵守の徹底が図れていなかったため発生したものであります。

## 3.今後の対象大型特殊自動車への対応

今回対象の工事が実施された対象大型特殊自動車のご使用者の皆さまに、速やかに特約販売店 4 社より連絡し、対象大型特殊自動車 36 台に対して認証を受けている整備工場にて安全確認の点検・整備を実施します。

## 4.再発防止策

対象大型特殊自動車にかかる分解整備を伴う作業について、使用者の皆さまからご依頼を受けた場合は、認証を受けている整備工場のみで対応することを徹底するとともに、特約販売店 4 社全社員向けの教育を実施し、再発防止に努めます。

以上